

補助金調書

補助金名	女性農業者育成支援事業補助金			担当課 (連絡先)	農林水産局総務農林部政策企画課 (TEL092-711-4841)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	福岡市農業協同組合 福岡市東部農業協同組合		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。					
補助開始年度	平成15	年度	経過年数	18	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 女性農業者のグループ活動の支援や女性農業者等を対象とした研修会等を通して、地域農業を支える担い手、起業家等として、さらなる女性農業者等の育成を目指す。 【補助対象事業】 女性農業者等のグループ活動支援、育成支援(研修会等)					
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	現在本市農業従事者に対する女性の割合は約半数を占めており、地域農業における重要な役割を担っている。今後も女性農業者の活躍の場を増やすとともに、次世代の農業を担う女性農業者のさらなる育成を継続的に行う必要があり、終期の延長を行うもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 【補助対象経費】 (1) 女性農業者等のグループ活動事業 材料費、資材費、指導料、交通料等のグループ活動を実施するために必要な直接経費、役員費、印刷消耗品費その他事業を推進するため市長が必要と認める経費 (2) 女性農業者等の育成事業 女性農業者等の育成を目的とした研修会及び加工品開発等を実施するために必要な講師謝金、視察研修費、材料費、資材費、印刷消耗品費その他事業を推進するため市長が必要と認める経費 【補助率】 対象事業費の1/2以内				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
	380 千円	317 千円	380 千円	327 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	小学校等での味噌づくり指導、交流会 農業及び農産物加工品研修、視察研修会					
補助金交付 による効果	女性農業者が自主的に活動できる組織ができ、積極的に「農」からの情報発信を行うことができる。小学校での味噌づくり教室を行うことで、女性農業者の活躍の場が増えるとともに、自ら育てた野菜を試食交流会で使用するなど消費者との「顔が見える関係」づくりを構築する等、多面的事業効果が得られる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。